

令和5年度 大和市ケアプラン点検事業概要

1. 目的

ケアマネジメントのプロセスを踏まえた自立支援に資する根拠の明らかな居宅サービス計画書、施設サービス計画書、介護予防サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）となっているかを、介護支援専門員及び計画作成担当者（以下「ケアマネジャー等」という。）自身と、大和市が共に点検し、気づきを共有し、共にレベルアップを図ることで、ケアマネジメントの質の向上を図る。ひいては、自立を促進または維持する。（結果的に給付の適正化を促進する。）

2. 目標

- (1) ケアマネジャー等が、専門家としての判断根拠を明確にしたアセスメントを行い、利用者の自立に資するケアプランを立案する。
- (2) 多職種連携の基礎となる説明力（自身の判断や根拠を明確に伝える力）について強化し、日常の支援及び地域ケア会議等で理路整然と説明をすることができる。
- (3) ケアマネジャー等が利用者の能力を活かす、取り戻す、維持するという視点に立って利用者の暮らしをサポートすることができる。
- (4) 公正中立を旨とし、利用者の自己選択を尊重した「選択サポート」が適切にできる。
- (5) 地域包括ケアシステムの目標を理解し、住み慣れた地域や自宅で介護が必要になった際にも、適切かつ様々なサービスやサポートを通じて利用者の希望の実現に努めることができる。

3. 実施方法

厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」にもとづいて作成した、「ケアプランの考え方・書き方」やチェックリスト等を使用する。

- (1) 実施主体
大和市（介護保険課）
- (2) 委託事業者
合同会社 介護の未来
- (3) 対象者

大和市内に所在する事業所・施設に所属するケアマネジャー等

(4) 点検件数

50件

(5) 実施の流れ

年間スケジュール (予定)

| 時 期 | 内 容 |
|-----------------------------------|---|
| ① 令和5年5月12日 | ケアプラン点検事業説明 (ZOOM) |
| ② 面談日の前月1日まで ※一部対象外となる場合があります。 | 委託事業者 (介護の未来) から対象ケアマネジャー等所属事業所の管理者へ通知 |
| ③ 面談日の前月20日まで | 対象ケアマネジャー等から委託事業者へ事前提出書類を提出 |
| ④ 面談日当日 | 対象ケアマネジャー等と委託事業者との面談 (ZOOM) |
| ⑤ 面談日2週間後まで | 委託事業者から対象ケアマネジャー等所属事業所の管理者へ点検結果を通知 ※必要に応じて再提出の通知 |
| ※再提出の場合 ⑥ 結果通知等到着後1月以内 | 対象ケアマネジャー等がケアプラン点検後に変更したケアプランを委託事業者へ提出 |

(6) 対象プラン

対象のプランは大和市が選定する。

(7) 事前提出書類

① ケアプラン自己チェック表

② 基本情報・アセスメント (課題分析表)

③ アセスメント総括表 (課題整理総括表)

※神奈川県介護支援専門員協会開発様式等を使用する。

※厚生労働省参考様式 (平成26年6月17日頒布) での提出も可

④ 居宅 (施設) サービス計画書 [第1表から第3表または第4表 (施設) まで]
地域包括支援センターについては、介護予防サービス計画書

⑤ サービス利用票・別表 (直近2回分を提出) (施設については提出不要)

⑥ 支援経過記録 (直近2カ月)

⑦ サービス担当者会議の要点 (提出プランの協議を行ったもの)

⑧ モニタリング表 (直近2回分とし、その間に短期目標等の評価月がある場合は評価表を提出)

(8) ケアマネジャー等と委託事業者との面談 (ZOOM)

日程: 令和5年5月~令和6年1月

※委託事業者から事業所へ面談日の前月1日までに通知予定

内容：1) ケアプラン立案の経緯について（ケース説明 10分間）

- ① 利用者状況（基本情報・ADL・世帯状況・介護力・現病歴・服薬状況）
- ② 課題と判断した内容（課題が生じている原因）
- ③ 判断した課題に必要な支援（サービス名ではない）
- ④ 必要な支援を行うことによる予後の内容（目標）
- ⑤ 上記③④を実現するために活用できるサービスの選択肢
- ⑥ 利用者・家族への説明（提案）と相談結果
- ⑦ 今後の課題

2) 事前に点検し、抽出した内容の質疑応答（80分）

(9) ケアプラン点検結果の送付

ケアプラン点検結果を委託事業者から対象ケアマネジャー等所属事業所の管理者へ送付。

(10) ケアプラン点検後に必要に応じて修正したケアプランの提出（再提出）

ケアマネジャー等は、ケアプラン点検を受けた後、必要に応じて、ケアプラン点検を通じて得た気づき等を踏まえ作成・修正したプランを委託事業者へ提出する。

- ①居宅（施設）サービス計画書〔第1表から第3表または第4表（施設）まで〕地域包括支援センターについては、介護予防サービス計画書
- ②自己チェック表（面談後）
- ③ケアプラン作成のポイント
- ④アンケート

(11) ケアプラン点検事業の実績報告会

令和5年度に実施したケアプラン点検の結果をもとに、ケアマネジャー等を対象とした実績報告会を実施する。